

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401		労働保険番号										ページ		総ページ	
事業場の名称		郵便番号 ()		事業の種類		衛生管理者の場合		坑内労働又は有害業務 (労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務) に従事する労働者数		人		計		人	
事業場の所在地		電話番号		労働者数		衛生管理者の場合		坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数		人		計		人	
フリガナ		被選任者氏名		選任年月日		生年月日		選任種別		1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者 (4以外の者) 4. 衛生管理者 (衛生工学管理担当) 5. 産業医		この様式は、OCR形式です コピーでは使用できません		見本	
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務		専属の別		専任の別		他の事業場に勤務している場合は、その勤務先		他の業務を兼職している場合は、その業務							
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要		産業医の場合は医籍番号等													
フリガナ		前任者氏名		辞任、解任等の年月日		参考事項									

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印



様式第3号（第2条、第4条、第7条、第13条関係）（裏面）

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明りように記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」と記入すること。
- 4 二人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
なお、2枚目以降は、「事業場の名称」、「事業の種類」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「労働者数」、「坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数」、「坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数」及び「産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数」の欄は、記入を要しないこと。
- 5 「事業の種類」の欄は、総括安全衛生管理者の場合は労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる業種を、安全管理者の場合は同条第1号又は第2号に掲げる業種を、衛生管理者又は産業医の場合は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 6 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号をそれぞれ「-」（ダッシュ）で区切り記入すること。
- 7 「安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分かれている場合はその分担を記入すること。
- 8 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 9 「産業医の場合は医籍番号等」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。
- 10 「参考事項」の欄は、次のとおりとする。
 - (1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。
 - (2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第4条第1項第3号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。
 - (3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。
- 11 衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面（又は写し）を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び労働安全衛生規則第14条第2項又は同規則附則第2条に規定する者であることを証する書面（又は写し）を添付すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表

種	別	コード	種	別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて労働大臣が定めるものを修了した者	日本医師会の産業医学基礎研修を修了	1	労働安全衛生規則第14条第2項第4号に規定する者		5
	産業医科大学の産業医学基本講座を修了	2	平成8年10月1日以前に労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者		6
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者		3	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者		7
大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師の職にあり又はあつた者		4	上のいずれにも該当しない者（平成10年9月30日までの経過措置）		8